平成２６年（フ）第２１８号
香川県高松市伏石町1408番地14
債務者　上原　直美
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２１号
香川県高松市栗林町２丁目１番26号
債務者　造田　光夫
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２８号
長崎県長崎市片淵４丁目９番19号　プリムローズ片淵206
債務者　利光　恭介
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
長崎県長崎市宿町215番地　市営アパート１棟503号
債務者　島永智恵子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
長崎県長崎市若葉町14番11号　山崎ビル３―Ｂ、旧住所長崎県長崎市三原２丁目７番２号
債務者　宮崎　美保
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
長崎県長崎市田中町1002番地　谷口アパート101号
債務者　川口　哲也
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５３号
長崎県長崎市八景町５番48号
債務者　江本　弘二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
長崎県諫早市有喜町387番地１、前住所長崎県諫早市鷲崎町507番地３　コーポラスたさきＶ202号
債務者　山口　沙羅
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
長崎県諫早市有喜町387番地１、前住所長崎県諫早市鷲崎町507番地３　コーポラスたさきＶ202号
債務者　山口　亜都
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県枕崎市白沢西町117番地
債務者　今別府美春
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第６１９号
宮城県塩竈市玉川１丁目３番15号　エクラージュ玉川Ｂ棟
債務者　小南　勝幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
埼玉県比企郡滑川町大字都13番地１　県営滑川都団地１―206
債務者　戸口　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３０１号
埼玉県比企郡滑川町大字都13番地１　県営滑川都団地１―206
債務者　戸口　智子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３０９号
埼玉県本庄市児玉町入浅見1125番地５　ＨＫハイツ202号室
債務者　小沢　康雄
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３２２号
新潟市東区河渡甲365番地
債務者　堀川　　優
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６０号
新潟市中央区上沼661番地　シャーメゾンランブルＣ202号
債務者　布施亜矢子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６２号
新潟市西区五十嵐西６番29号　レオパレスＭ206号
債務者　森　泰一郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
新潟地方裁判所民事部